

農地転用許可申請書（農地法第4条・5条申請）の添付書類

通常の添付書類

書類の種類	書類の内容等
土地の登記事項証明書 （全部事項証明に限る。）	申請に係る土地の現に効力を有するものに限る。
土地の所有者であることが確認できる書類	必要に応じ下記の書類を添付する。 ① 相続未登記の場合 ・ 相続関係図 ・ 戸籍謄本 ・ 除籍謄本 ・ 相続放棄申述受理謄本等 ② 住所変更後で未登記の場合 ・ 住民票の写し ③ 氏の変更後で未登記の場合 ・ 戸籍謄本等
位置図	縮尺 1/25,000 程度のもの
周辺見取図	申請地周辺の土地の利用状況の概要が確認できる図面 なお、申請地及び隣接地の地目（登記記録及び現況）、地番、地積、所有者氏名を表示すること。
公図の写し	公図を謄写・集成したもの等について、次例の証明がなされていること。 （証明例） この公図の写しは、宇都宮地方法務局〇〇支局備付け公図（公図番号〇〇）を謄写（集成）したものに相違ありません。 〇年〇月〇日謄写 謄写者 住所 氏名 印
特定図	申請地の位置を朱線により特定した測量図面で申請に係る土地の面積が記載されているもの（分筆登記申請に添付する測量図と同等の精度のもの）を2部提出する。
土地利用計画図	縮尺 1/500～1/2,000 程度とし、開発区域界、建物・施設の配置・形状・施設物間の距離等が具体的に明らかにされた図面
平面図	施設の平面図で縮尺 1/200～1/300 程度のもの
取水・排水計画図	当該転用事業に関連する取水・排水の計画図（開発区域内の集水計画、排水放流先まで明示する。）
水利権者及び漁業権者の同意書	例えば ・ 排水の放流同意書（第一次放流先） ・ 土地改良区水路の目的外使用許可
所有者又は耕作者の同意	① 所有者以外の権原に基づいて申請する場合 ・ 所有権者の同意 ② 申請に係る農地につき地上権、永小作権、質権、賃借権に基づく耕作者がいる場合 ・ 賃借権等の合意解約を証明する書類

	・ 耕作者の同意
他法令の許可書の写し 又は許認可の手続状況を証する書面	当該転用事業に関連して、他法令の許認可を了している場合 又は許認可申請の手続中の場合、それぞれ許認可書の写し、 許認可の手続状況等を証する書面
「栃木県土地利用に関する事前指導要綱」に基づく事前協議の結果通知の写し	農地の面積にかかわらず事業区域が5 ha 以上の場合は「栃木県土地利用に関する事前指導要綱」に基づく事前協議が必要となることから、その終了を証する書類
申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地の所有者の同意	当該農地の所有者が申請者以外の者である場合
関係機関の議決等（議会、総会等）を証する書面	市町、農業協同組合等で転用事業に当たって議決等を要する場合、議事録の写し等それを証する書面
土地改良区の意見	土地改良区の意見書（ただし、意見を求めた日から30日を経過してもその意見を得られない場合は、その事由書）
事業計画書	事業の目的、転用の必要性、転用面積の必要性、土地の選定理由、土地利用計画、周辺農地等への被害防除対策、資金計画、他法令等の手続状況等についての書面
資金証明	転用事業を完了させるために必要とする資金の裏付けとなる客観的資料を添付する。 一般的には、金融機関が発行する、①預貯金残高証明書（申請前3か月以内のもの）、②融資証明書（申請前3か月以内のもの）が該当する。 融資元が金融機関以外の場合は、当該融資元に係る残高証明書を添付する。
所有権移転請求権保全の仮登記及び地上権、地役権、処分禁止の仮処分等の登記がなされている土地の場合、当該権利者の抹消同意書	原則として、申請前に権利を抹消することが必要であるが、転用目的の実現の確実性が担保されれば、抹消同意又は転用に供することについての同意をもって、これに代えることができる。 なお、次の場合は添付不要とする。 ① 設定された権利が抵当権等の担保物権の場合 ② 行政機関等による差押等で担当間の連絡により同意の有無が確認できる場合 ③ 一時転用の場合
代理人申請の場合、委任状・確認書	① 代理人に申請手続を委任する旨の委任状 ② 代理人が作成した申請書の内容を理解した上で、そのとおり滋養を行う旨の確認書